

東京家庭裁判所 「後見センター」に聞く

判 事 坂野征四郎 氏
主任調査官 川田 哲夫 氏
主任書記官 市川 智祥 氏

2003年4月1日、東京家庭裁判所に「後見センター」が開設されてから1年半が経過した。同センターは、未成年後見を含む後見関係事件のすべてについて、受理から審判開始、後見監督の終了に至る一連の事務を集中的・統一的に取り扱うようになっており、これは東京だけのシステムである。そこで本特集では、裁判官・調査官・書記官にインタビューを試みた。

Q 最近の後見事件の傾向・特徴について教えてください。

○書記官：統計的には2002年までは増加、2003年は微減(96%)、2004年からは再び増加傾向にあります。

審判の割合は、後見がほとんどで全体の83～85%、保佐は9%、補助は4～5%、任意後見は1～2%程度で推移しています。なお、申立後に後見から保佐に切り替えたものは、保佐としてカウントしています。

また、事件が増加傾向であることもあって、東京家裁では、2003年4月に全庁の後見関係事件について、受付から後見監督の終了までを扱う「後見センター」を立ち上げました。審理システムを変更したため、受付の相談件数は増えていますが、審理は渋滞していません。申立ての際は、東京家裁の新システムについてご理解いただけるよう、お願いします。また、東京家裁では、「後見センター」という名称か

ら誤解されているのか、地方庁での申立てについても相談があります。



市川 智祥
主任書記官

Q 後見センターでの受付業務について教えてください。

○書記官：現在は、申立日に事情聴取をするシステム(即日事情聴取制度)を採用しているため、窓口業務が多忙です。

申立後の受付事務処理、対象者の本人調査と後見人候補者からの事情聴取を合わせて約2時間程度、

即日に行ないます。混み具合としては、月末や週明けなどの日に相談件数が集中する傾向があり、また、事件の性質上、天候に左右される傾向もあります。

申立てが多いと、事情聴取の順番を待っていただくこともあります。待ち時間の短縮のためには、あらかじめ事務の方に申立てに必要な書類を受付に持参していただき、その後30分位して代理人及び関係当事者が受付にみえるようにされるといいと思います。ただ、予約はできません。

Q 本人が出頭した際に本人調査をする調査官の人数は？

- 調査官**：当番として1人待機しています。混み合っているときは他に調査官が在席していればその調査官も本人調査に対応します。開始事件担当の調査官は7人いるので、臨機応変に対応しています。



川田 哲夫
主任調査官

Q 調査業務について、どのような特徴がありますか。

- 調査官**：事件本人が裁判所に出頭できないケースも多く、2日に1日は出張しています。住民票が東京であれば全部東京で受け付けるので、本人が地方にいる場合の出張も多いですね。
- 裁判官**：管轄については、本人が候補者の住所地の近くの施設に入っていて、住民登録だけが東京にある場合には、本人の住民票を候補者と同じ地域に移してその地区の管轄裁判所に申し立てることや、裁判所同士の共助ということで、本人がいる場所の管轄裁判所に調査だけはお願いするという運用もあり

ます。ただ、事件を全部把握している裁判所のほうがいいだろうということで、2日に1日は出張していますが。島嶼（八丈島や大島など）はもともと東京家庭裁判所の管轄なので、調査のために出張することになります。



坂野 征四郎
判事

- 調査官**：また、本人が自宅にいる場合で他人を寄せ付けないケースでは、あらかじめ申立代理人が裁判所の調査について説明しておいてほしいですね。

Q 保佐人の代理権付与のケースでは、本人面接時には代理権付与についてどのように説明されていますか。

- 調査官**：本人が自分の財産をどう把握しているかを確認し、普通は他の人が同席している場所で代理権付与について噛み砕いて説明し、その後、本人だけの席で先ほどの意見は間違いはないかについて確認します。
- 裁判官**：代理人ですから、誰々さんに代わってやってもらっていいか、また、不動産があれば、どここの不動産を代わって処分してもらっていいかという感じで、わかりやすく確認しているようです。

Q その他、後見事件について特徴はありますか。

- 裁判官**：後見監督事件が意外に大変ですね。使い込みや財産の混同など問題事案もあり、後見人からの相談や親族からの苦情が多々あります。また、後見人が親族の場合のみならず弁護士であっても、何度催促しても報告書の提出がないことがあります。報告義務についての理解が乏しいのかな、と思います。

Q 財産処分、特に居住用不動産処分許可について、家裁の許可が出るまでの期間はどの程度ですか。

●**裁判官**：処分許可までの日数は平均して半月程度です。

○**書記官**：依頼者には、大体、3週間くらい見てもらえれば処分許可は出ると説明していただいて大丈夫だと思います。

ちなみに、2003年4月から2004年6月までは処分許可申立て300件のうち、却下はなく、取下げは16件ありました。

また、裁判所が必要性・相当性などを判断しやすいような資料、例えば、利害関係人の同意書とか処分価格が相当であるなどの資料を申立代理人が準備してもらったほうが早く許可が出ると思います。

Q 医療行為の同意についてはどのように考えますか。

●**裁判官**：個人的には、危険性の少ない予防接種などは後見人の判断で同意してもいいと思いますが、立法時には、社会通念とコンセンサスに委ねるということで同意制度の導入が見送られました。それだけに、後見人の方は悩まれることが多いと思います。

Q 申立てについてお気づきの点や要望はありますか。

○**書記官**：後見センターにおいては、独自の審理システムを作って審理期間の短縮を図っていますので、制度については理解をお願いします。

また、裁判所としては、親族間に対立があったり、後見人の能力に問題があったりする場合のほか、管理財産が多額であったり、管理事務が複雑である場合など、第三者を選任するのが相当と思われる場合には、できるだけ第三者を後見人を選びたいと考えています。それと、後見申立てに際して本人の資格制限については必ず説明しておいてください。この点は説明をしないと、後で大きな問題になりますので。



●**裁判官**：株主権であれば後見人による代理行使は可能ですが、取締役の資格制限で問題になるケースがあります。

Q 財産目録の作成期限については、もう少し余裕が得られないでしょうか。

○**書記官**：裁判所としては、やむを得ない理由があれば、財産目録の作成提出期限については必ずしも厳守を求めることはしていませんが。

Q 実際には後見登記の登記事項証明書が出てくるのに時間がかかるわけですが、これができてから1か月程度、という運用でよろしいですか。

●**裁判官**：そうですね。立法の際にはこの点の改正を考慮してもらいたい、ということでしょうね。

Q 本人の処遇などで利害関係人間に対立があるなど後見人執務において判断に迷う点があった場合には、裁判所で相談に応じてもらえますか。

●**裁判官**：審判事項以外でも事前に裁判所に相談していただくことは差し支えないと思います。いずれ後見監督の際に報告をしなければならない事項が多いですから。

(聞き手：寺町東子，香川美里，三森敏明)